

大船渡駅周辺地区の復興まちづくりに係る エリアマネジメントの推進に関する協力協定書

大船渡市（以下、「甲」という。）と大和リース株式会社（以下、「乙」という。）は、甲が大船渡地区津波復興拠点整備事業区域及び大船渡駅周辺地区土地整理事業区域を中心とする周辺区域（以下、「対象区域」という。）のエリアマネジメントを推進するにあたり、乙が甲のエリアマネジメント・パートナーとして協力することに關し、次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、対象区域において、将来にわたり持続的に賑わいを生み出し、大船渡らしさを活かした魅力的なまちづくりを進めるため、甲と乙が協働し、新たな官民連携体制を構築して、エリアマネジメントを円滑に推進することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について協力する。

- (1) 対象区域のエリアマネジメントの検討及び関係者との調整
- (2) 対象区域のエリアマネジメントを遂行することを目的として設立されるエリアマネジメント推進会社（以下、「まちづくり会社」という。）の設立の検討
- (3) その他甲と乙が協議して必要と認める連携

（まちづくり会社への参画）

第3条 甲と乙の合意のもとにまちづくり会社が設立される場合、甲と乙は資本投入等の参画を行うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日から起算して1ヶ月前までに、甲と乙のいずれか一方から本協定を終了させる旨の申し入れがない場合には、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲と乙の合意のもとにまちづくり会社が設立される場合は、まちづくり会社が設立された日までとする。

3 前項の合意に至らない場合は、甲と乙が協議して別に定める協定解消日までとする。

（協定の解消）

第5条 有効期間満了の日までに、乙が大船渡駅周辺地区復興まちづくり事業エリアマネジメント・パートナー公開募集要項において提示した応募資格を喪失したときは、甲は本協定を解消する。

（秘密保持）

第6条 甲と乙は、本協定に関する事項につき知り得た相手方の秘密について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本協定の履行の目的以外に使用しないことを確認する。ただし、次に掲げる情報は、この限りではない。

- (1) 開示を受けた際、既に自ら所有し、又は第三者から入手していた情報
- (2) 開示を受けた際、既に公知、公用であった情報
- (3) 開示を受けた後、甲と乙のいずれの責にもよらずして公知、公用となった情報
- (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなしに正当に開示を受けた情報
- (5) 裁判所により開示が命ぜられた情報及び甲が大船渡市情報公開条例（平成17年大船渡市条例第29号）その他の法令に基づき開示する情報

（協定の有効期間満了又は解消の場合の処理）

第7条 本協定について、有効期間満了又は解消となった場合は、既に甲と乙が対象区域のエリアマネジメントの推進に関して支出した費用は各自が負担し、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

2 本協定について、有効期間満了又は解消となった場合にかかわらず、第6条の規定の効力は存続する。

（協議）

第8条 本協定書に定めるもののほか、協力事項の具体的な内容及びその他必要な事項については、甲と乙が協議して別に定める。

本協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲、乙及び立会人は、それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成26年3月28日

甲 大船渡市

代表者 大船渡市長

アキハラ



乙 大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号
大和リース株式会社

代表取締役社長

井内 俊作



立会人 岩手県大船渡市盛町字中道下2番地25
大船渡商工会議所

会頭

齊藤俊明

